

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 危機管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下、「本連盟」と言う。)における国内外の安全対策、災害・感染症等の対策、本協会運営に関わる重大な問題に対し、総合的な安全対策体制を整え、危機管理事項の迅速な対応、対処に関することを定める。

### (定義)

第2条 この規程において、危機管理とは次の各号をいう。

- (1) 自然災害に関すること
- (2) 事故に関すること
- (3) インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症に関すること
- (4) 犯罪に関すること
- (5) スポーツのインテグリティを毀損する事態に関すること
- (6) 個人情報の流出に関すること
- (7) その他スポーツ団体の経営及び運営上の緊急事態に関すること

### (危機管理会議の設置)

第3条 危機があると認識したとき、または突発的に危機に遭遇した場合に、会長の招集により速やかに危機管理会議を設置し、安全・危機管理対策を講じることとする。

### (危機管理会議の組織)

第4条 危機管理会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、会長をもって充てる。
  - (2) 委員長は、会務を総括する。
  - (3) 委員は、副会長、専務理事、常務理事、総務委員長、危機管理部長及び関係する専門委員会委員長をもって充てる。
  - (4) 会長が出席できないときは、専務理事が委員長を代行する。
  - (5) 会議の庶務は、事務局長または事務局員を充てる。
2. 危機管理会議で決定した事項は、速やかに本連盟役員会に報告し、必要に応じて関係する組織(本連盟が管轄する組織)へ通達するものとする。

### (危機に関する情報の収集、伝達および管理)

第5条 危機管理部長は、情報の収集に努め、集約したものを危機管理会議において伝達する。また、その会議録を作成し広報するとともに、本連盟に保管管理しなければならない。

### (広報周知)

第6条 広報経路を明確にすると共に、記者会見設定の場合は広報委員長が対策を講じる。

(報告等)

第7条 緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、あらかじめ決めた情報連絡方法により報告するものとし、情報の伝達が滞ることのないように努めなければならない。

(危機管理マニュアルの策定)

第8条 会長は、前条までの規程を踏まえ、以下の場面での危機に対応できる危機管理マニュアルを策定するものとする。

- (1) 連盟事務所編
- (2) 連盟主催大会・講習会等編
- (3) 国際大会選手派遣等編

(変更)

第9条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。